

○防衛省告示第二百六十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和六年十一月五日次のとおり決定された。

令和六年十一月八日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
二〇六六	霞の目飛行場	仙台市	国有	土地…約四〇、〇〇〇平方メートル 建物…約三一〇平方メートル 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十一月十五日から同  
月十七日までの間

陸上自衛隊霞目駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は  
、地位協定の関連ある条項が適用される  
。

三二八九 朝霞駐屯地

朝霞市、和光市、新 国有

座市、東京都練馬区

土地…約一五、〇〇〇平方メートル

建物…約一八、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十一月十八日から同

年十二月二十二日までの間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は  
、地位協定の関連ある条項が適用される  
。

五二二五 健軍駐屯地

熊本市

国有

土地…約五、九〇〇平方メートル

建物…約七、一〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十一月十八日から同

年十二月二十二日までの間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、

五一二七 鹿屋飛行場

鹿屋市

国有

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約二四、〇〇〇平方メートル

建物…約四九、〇〇〇平方メートル

工作物…洗機場等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十一月八日から同月

二十二日までのうち三日間

海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中

は、地位協定の関連ある条項が適用される。

## 海上演習場関係

### ◎新規提供

#### 日向灘訓練区域

##### 一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三二度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒
- 2 北緯三二度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒
- 3 北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒
- 4 北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

##### 二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

### 三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

### 四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和六年十一月十六日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。